

児童福祉施設等における懲戒権の行使に関する条例の改正等について

(付議の要旨)

児童福祉施設等に関する条例に規定する「懲戒に係る権限の濫用禁止」に対する区の考え方を整理し、条例の改正等を行う。

1 主旨

児童福祉施設等に関する条例に規定する「懲戒に係る権限の濫用禁止」に対する区の考え方を整理し、条例の改正等を行う。

2 改正の視点

区議会での議論や国の検討状況等を踏まえ、「懲戒に係る権限の濫用禁止」については、濫用にあたる禁止行為の明確化を図るとともに、わかりやすい文言に置き換えることとする。

3 懲戒権

懲戒権は、親権のうち身上監護権に含まれており、子の利益のために子どもに対して親が懲戒・しつけをする権利である。

親権	財産管理権	法律行為の同意権	1 包括的な財産の管理権 2 子どもの法律行為に対する同意権 (民法5条)
	身上監護権	身分行為の代理権	子どもが身分法上の行為を行うにあたっての親の同意・代理権(同737条、775条、787条、804条)
		居所指定権	親が子どもの居所を指定する権利 (同821条)
		懲戒権	子どもに対して親が懲戒・しつけをする権利(同822条)
		職業許可権	子どもが職業を営むにあたって親がその職業を許可する権利(同823条)

## 4 経緯

### (1) 国

#### ①児童福祉施設最低基準などの一部を改正する省令（平成10年2月）

「懲戒に係る権限の濫用禁止」に関する規定は、平成10年2月18日に公布された児童福祉施設最低基準などの一部を改正する省令において「児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し懲戒を行うとき又は懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛や人格を辱める等その権限を濫用してはならない」と定められた。

#### 【懲戒権の濫用について】

- ・ 目的を達成するために必要な範囲を超える場合には懲戒権の濫用に当たる。
- ・ 個別具体の行為が懲戒に係る権限の濫用に当たるかどうかは、児童の年齢、健康及び心身の発達の状況、当該児童と職員との関係、当該行為の行われた場所及び時間的環境等の諸条件を勘案して判断すべきものである。
- ・ 急迫した危険に対し児童又は他の者の身体又は精神を保護するために当該児童に対し強制力を加える行為は、懲戒に係る権限の濫用に当たらない。

#### ②民法改正（平成23年）

親権者の懲戒権に関する規定については、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があったことを踏まえ、その規定を見直し、懲戒権は子の利益のために行使されるべきものであり、子の監護及び教育に必要な範囲を超える行為は懲戒権の行使に当たらないことを明確にする改正が行われた。この改正の際、懲戒権に関する規定の削除については見送られた経緯がある。

#### ③改正児童福祉法及び改正児童虐待防止法施行（令和2年4月）

児童福祉施設等における体罰の禁止や監護及び教育に必要な範囲を超える行為による懲戒を禁止する規定を設けた「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元年6月に公布され、令和2年4月1日から施行される。

#### ④懲戒権の在り方検討（令和元年度～）

民法上の懲戒権の在り方については、③の法施行2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。

### (2) 東京都

- ①国の省令に準拠して平成24年に制定された「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」についても、同様の規定を定めている。
- ②「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」において、新たに保護者による体罰を禁止する規定が明文化され、平成31年4月に施行された。

### (3) 区

令和元年9月に都条例に準拠して制定した世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等において、「懲戒に係る権限の濫用禁止」については東京都と同

様の規定を定めたが、福祉保健常任委員会における条例の審査において、委員より「身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない」という規定の内容が不明確である等の意見が出された。区は「懲戒に係る権限の濫用禁止」は、国の基準や都の条例に基づき規定するものであり、違法や不当な表現ではないものと認識していること。その上で、令和2年4月の条例施行までの間に未来に向けて区が目指す児童福祉の実現のために、ふさわしい表現を検討することとした。

## 5 改正等内容

### (1) 考え方

区では「世田谷区子ども条例」において虐待の禁止を明確に規定しており、また、国や東京都においても懲戒に関する見直しの検討が進められている状況等を踏まえ、濫用にあたる禁止行為の明確化を図るとともに、出来る限りわかりやすい言葉に置き換えることで、子どもの最善の利益を図る。

### (2) 改正案（例：世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例）

改正後	改正前
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置を講じるときは、<u>身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。</u></p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置を講じるときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める行為をする等その権限を濫用してはならない。</u></p>

### (3) 改正にあたっての考え方

#### ① 「人格を辱める行為」

文言が抽象的であり、わかりにくい表現であることから、現行「身体的苦痛」に対応する「精神的苦痛」の文言を採用する。

#### ② 「その権限を濫用してはならない」

現行の規定では、「濫用しなければ権限が行使できる」との誤解を与える可能性があり、子どもの視点からもわかりにくいことから、「権限の濫用禁止」とは、「身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない」とことと、明確に規定する。

#### ③ 権限の濫用における区の見解

##### ア 身体的苦痛

身体的苦痛については、平成10年2月の厚生労働省の通知から、目的を達成するために必要な範囲を超える場合には懲戒権の濫用に当たり、子どもを保護するための行為や第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為を除き、認められないものと考えている。

## イ 精神的苦痛

精神的苦痛については、しつけ（子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為（※））を含め子どもの最善の利益が図られる場合を除き、認められないものと考えている。（※）厚生労働省「体罰等によらない子育てのために（素案）」抜粋

## ウ 個別事例

個別具体の行為が濫用に当たるかどうかは、国の通知等を参考に、児童の年齢、健康及び心身の発達の状況、当該児童と職員との関係、当該行為の行われた場所及び時間的環境等の諸条件を勘案して判断することとなる。

## （４）改正する条例

- ①世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ②世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ③世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ④世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例
- ⑤世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

## （５）制定する条例

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

## 6 改正（施行）予定日

令和２年４月１日

## 7 今後のスケジュール（予定）

令和２年２月 常任委員会報告

令和２年２月 第１回区議会定例会（条例改正案の提案）

令和２年４月 条例（改正）施行

## 参考

### (1) 児童福祉法 ※改正法が令和2年4月1日施行

#### 〔児童福祉施設の長等の権限等〕

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

### (2) 東京都子供への虐待の防止等に関する条例

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1)～(6) (省略)

(7) 子供の品位を傷つける罰 保護者が、しつけに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するものをいう。

## 2 (省略)

(保護者等の責務)

第六条 保護者は、子供の養育に係る第一義的な責任を負っていることを踏まえ、虐待が子供に与える重大な影響を認識し、子供の健全な成長を図らなければならない。

2 保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。

3 妊娠した者及び乳児又は幼児の保護者は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第四条の規定を踏まえ、同法第十二条及び第十三条の規定に基づき区市町村が行う妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査の受診勧奨に応じるよう努めなければならない。

4 保護者及びその同居人は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は児童相談所等の長が行う子供の安全確認措置に協力しなければならない。

5 保護者は、第十三条第二項の規定に基づく都の児童相談所による指導又は支援を受けた場合は、当該指導又は支援に従って必要な改善等を行わなければならない。

## (3) 世田谷区子ども条例

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます。